

市民オンブズ岡崎

ホームページ <http://www6.ocn.ne.jp/~onbokaza/>

NO.62

岡崎市伝馬通 2-33 千賀ビル 3F

「市民オンブズ岡崎」事務所

TEL&FAX(0564)25-9667

Email m039asihara@yahoo.co.jp

郵便振替 00870-0-91440 「市民オンブズ岡崎」

発行 2009. 4. 4

政務調査費で次々と返還判決

豊橋と名古屋で

3月23日、豊橋市議会の「豊橋自民党市議団」が05年度の政務調査費を議員に一律分配したのは違法だとして「豊橋の情報公開をすすめる会」が1057万円の返還を求めていた裁判の判決が名古屋地裁であり、「一律分配は政務調査費の趣旨を逸脱し、相当性を欠く」と指摘しながら、「実体が適正であれば返還義務は生じない」として約7万円の返還請求するよう市長に命じた。

市民感覚からはたった7万円の返還かと思えるのですが、中身は一律分配を違法と判断している点や政務調査費で支出できるのは実態として政務調査費として適正でなければならないと指摘した点に注目したいと思います。政務調査のためと説明すれば足りるのではなく、厳格に政務調査に資するためでなければならないことを言っていると思います。

このなかで、約28万円のインターネット使用料については「政務調査目的かどうかを厳格に区別することは容易ではない」として半額を政務調査費外の支出として認定しています。

これらの指摘は岡崎市議会議員の政務調査費についての判断に十分利用できると思います。

3月26日、名古屋市議会の自民党市議団に02年度に交付された政務調査費が目的外支出にあると名古屋市民オンブズマンが訴えていた訴訟の判決が名古屋地裁でありました。

議員総会や執行部会などで支出された昼食代について、「日常生活で当然にかかる費用で、公的性質を帯びているとは言えない」として、違法であると認定しました。また、会派が発行する機関誌については「政策などを市民に知らせることは意義がある」として全区版は基準に適合しているとしましたが、ここの議員が選挙区で発行する各区版は議員をPRする部分などが「後援会活動に当たる」としています。

合計約142万円を返還請求するよう名古屋市長に命じた判決でした。

総会と兼ねて施設見学会を行います。

4月12日(日)市民オンブズ岡崎の総会の前に、例年春に企画してきましたフィールドワークを実施することにしました。

見学地は岡崎市中央図書館交流プラザ(りぶら)、岡崎げんき館、ガス化溶融炉建設現場の3カ所を巡ることにしました。経済が困窮している現在、岡崎市の箱物行政の実際の姿を見るのも良いのではないかと思います。その感想は様々でよいと思います。

午後2時に事務所前に集合し、会のメンバーの自動車に分乗して回りたいと思いますので、参加を予定する方は渡邊(ワタナベ携帯080-3643-5224)までお知らせください。

総会は午後4時頃を予定しています。こちらにも参加ください。

そのあとに懇親会をしたいと思いますので、こちらに参加できる人はご連絡ください。

4月総会案内

4月12日(日)午後2時～

市民オンブズ岡崎事務所

施設見学と総会、懇親会を行います

公文書非開示処分取消請求裁判第2回公判日程

4月13日(月)午後1時25分～

名古屋地裁第9部(地裁11階)